

Title	大正・昭和初期教育政策史の研究(2) : プレッシャーグループとしての帝国教育会、教育擁護同盟
Author(s)	阿部, 彰
Citation	大阪大学人間科学部紀要. 1977, 3, p. 83-105
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/8458
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

大正・昭和初期教育政策史の研究（2）

——プレッシャーグループとしての

帝国教育会，教育擁護同盟——

阿 部 彰

目 次

1. 序——時代背景と視点
2. 帝国教育会の再編と教育擁護同盟の結成
3. 地方教育費削減反対運動の推進
4. 岡田文政批判の展開

大正・昭和初期教育政策史の研究（2）

——プレッシャーグループとしての

帝国教育会，教育擁護同盟——

1. 序——時代背景と視点

本論は、帝国教育会の「黄金時代」といわれる沢柳政太郎の会長在任期（1916～27年）を対象に、同会の活動の実態を沢柳の指導性との関連においてとらえ、教育政策の形成展開におよぼした影響をさぐるものとするものである。なお、本稿はかねてから進めている大正・昭和初期教育政策史研究の一部を構成している。

沢柳の帝国教育会長在任期は、「大正デモクラシー」高揚期とはほぼ一致し、その政治的社会的変動の波が沢柳の帝国教育会運営指針を規定し、またその理念の実現に有効に作用していた。すなわち、第一次、第二次護憲運動の展開により初の本格的政党内閣の成立とその継承を実現させ、普通選挙等の制度的変革をもたらした動勢は、限定的にせよ組織的行動および新聞、雑誌等を媒体とする世論が政治構造の転換に有為に機能し、少なくとも官僚的で隠蔽された諸機構の改革を容易にする土壌を形成していた。まさに世論が政治を規制し政治が諸制度改革を方向づけていた。

沢柳が教育と政治との密接な関係を重視し、専門家集団として教育上の世論形成に有効に関与すべく教育者の一致団結を強調して帝国教育会の再編と教育擁護同盟の結成に取り組み両者を母体とする運動の推進に力を尽したのは、上記の情勢の適格な把握と対応に基くものであった。同時に、教育を政治的にとらえようとする沢柳の姿勢は、教育上の改革が単に幻想に終ることなく実践的な意味をもち現実的機能の発揮を前提に構想されなければならないこの確信に基づいており、彼の名著『実際的教育学』の基本理念に立脚していた。帝国教育会長が会とは別に外郭団体的組織に加盟し両組織を互に補完せしめながら教育運動の効果を高めるパターンは、無論沢柳が初めてではなく以前にも辻信二が国立教育期成同盟会（会長、伊沢修二）や学制研究会（会長、長岡護美）との関係を保ち義務教育費国庫補助要求運動や学制改革要求運動を進めた際にも見られたところのものである。しかしながら、辻会長主導の運動が政府・文部省の行政上の怠慢に対する請願・陳情的性格に止まり、かつ教育行政関係者・官吏・政治家等を主体としていたのに対し、沢柳政太郎による帝国教育会と教育擁護同盟との提携は、政府・文部省の具体的施策に抵抗し、その軌道修正を求める運動を有

効ならしめんがためになされ、それとともに運動の基盤を教育者の覚醒と世論の高まりとに置いていた。前述の時代背景があったにせよ、後者の規模と迫力は前者のそれに比べてはるかに強く大きかった。かくして時代環境と沢柳の指導力、統率力が相乗して帝国教育会の最高潮期がもたらされた。

だが、政党政治の常態化は新たな官僚主義を生み出し反動政策を展開せしめた。治安維持法の濫用により反政府的活動に対する取締りが強化され、帝国教育会内のささいな会合にも容赦なく臨検がなされるに至った。加えて沢柳の離脱は帝国教育会の方向転換のテンポを早めさせた。沢柳が病を得て急逝し帝国教育会長が林博太郎に交替して以後、同会は以前の文部省の賛助機関としての性格に復帰した。評議員が一新され、専務主事・編集主任等事務局の中枢部の更迭が行なわれた。国民精神総動員体制構築への協力が同会の緊切な課題として優先され、財政状態の悪化に伴って頻発する教員俸給不払いに対してさえも組織的な取り組みがおくれがちであった。一方、教育擁護同盟との関係は全く疎遠となり、その孤立化が進んだ。同盟の活動はほとんど停止のまま自然消滅の形で解散へと向い、わずかに有志により結成された「教育の世紀社」が同人組織の灯をともしつづけたにすぎなかった。

2. 帝国教育会の再編と教育擁護同盟の結成

沢柳政太郎の帝国教育会長就任（1926年2月1日）は必然的な要素が多分にあり予想されるところであった。すなわち、文部省および権力の中枢との意思疎通を保ち得る権威ある在野の要人を会長にすることが組織の安定と発展を図る上で重要とされ、辻新次前会長以来同会の会長選考の慣行として定着していたが、かって文部省局長、次官として妥配を振り、また高等学校長、高等師範学校長、帝大総長として教育経営上の豊富な経験をもち、同時に勅選議員として貴族院に籍を置いていた沢柳が適格性を備えていないはずはなかった。帝国教育会の草創期から評議員として会の運営に参画し、辻前会長とは同郷でかつ文部省入省時以来の知己（沢柳が森文相の秘書官で辻が次官）関係にあり、沢柳の同会および前会長とのつながりも深かった。さらに国立教育運動の終息の後、衰退の途をたどっていた会を建て直す必要に迫られていた事情も、教育実践理論家として現場教師間に人望のある沢柳の会長擁立に有効に作用した。

官界の階梯を登りつめ、文相への未練は残しながらも野に下り著作と民間教育活動に打ちこんでいた沢柳は、銓衡委員会（文部省普通学務局長 田所美治、伊沢修二ら15名で構成）の決定に従い就任を受諾した。就任後ほどなく、事務局長に相当する専務主事（新設）に「新教育」の同志として親交関係にある野口援太郎を姫路師範学校長から招き、機関誌『帝国教育』の編集主任には腹心の三浦藤作をすえて会運営の体制を整えた。沢柳は「熱烈なる教育

精神の所有者」²⁾で、「何かしらを常に企てている」²⁾ 精力的な人物であった。文部官僚時代(1899~1908年)の国語国字改革, 試験制度の刷新, 義務教育年限の4年から6年への延長にして然り, 第二高等学校長時代(1897~8年)の校風刷新, 東北帝大総長時代(1911~3年)の女子入学許容および京都帝大総長時代(1913~4年)の人心一新措置(「沢柳事件」)にして然りであった。

帝国教育会長として沢柳が最も意をくいだいたことは, 帝国教育会の下に全国多数の教育関係者を結集し同会を強力かつ有力な組織となさしめるにあった。沢柳は, 折にふれて教育社会が甚だしく権威なく勢力が微弱である最大の原因は教育者が団結を怠っているからであると指摘し, 教育社会の世論を高め政治に有効に反映させるためにその統合の中核として帝国教育会を存在かつ機能せしめることを志向していた³⁾。帝国教育会の会員数は各地に地方教育会が併存したこともあって決して多くはなく, 各府県平均50名程度で全国20万教育者の1%相当を組織しているにすぎなかった。沢柳はこの実情を改善するための具体的方途として会長委嘱による地方委員制度を採用し現会員を介しての勧誘により拡張を図った。郡長・市町村長・校長・視学等管理者層中心から一般教員が多数を占める組織への脱皮がねらいであった。しかし, 二重会費負担の犠牲を払ってまで加入を望む教員は少なく, 結局この措置によりわずかに会員の倍増(1914年2,570人→1923年5,390人)がもたらされたに止った⁴⁾。帝国教育会への個人加入が思わしくないとすれば, 既存の地方教育会の連合組織を形成し帝国教育会をその連絡指導機関として位置づける方途が講ぜられたのも当然の成り行きであった。沢柳の呼びかけにより帝国教育会で開かれた帝国連合教育会創立総会(1918年8月18日)には80教育会(43府県, 36市, 1私立)代表が参集し, 会長に沢柳を選び「各教育会互に気脈を通じ有力なる教育上の与論を喚起するをもって目的とする」との規約を採択した。のちに沢柳は「帝国連合教育会は其の代表者が全国に跨っているのであるから, この決議は全国教育者の意見と見て差支えない」と述べ, その組織化の意義を誇示した⁵⁾。また, 沢柳は「教育者の一致団結を示す象徴」として教育会館を建設することを提起したが, その経費の調達にあたって「全国教育者の力によってこれを建設する所に意義がある」として一部篤志家による寄付の申し出を断り広く全国に献金を呼びかけた⁶⁾。さらに, 大正末年にかけて労働運動の興隆に伴い教員組合組織の教員会等結成の動きが目立ち始めたが, 沢柳は教育者の団結を分断する結果をもたらすとして強く非難し, これらは趣旨において教育会と対立するものでなくむしろ帝国教育会の組織的改善を前提にその下に結集するよう訴えた⁷⁾。加えて, 恒例の小学校教員会議(毎年)の外, 全国小学校女教員会(1917. 10. 20), 思想問題研究会(1920. 1. 26), 全国保育者大会(1921. 11. 25), 女子高等教育促進大会(1922. 2. 25)等を機会をとらえて開催し, 教育諸問題に関する情報交換, 運動のセンターとして帝国教育会を位置づける努力を怠らなかつた。

一方、沢柳は全国20万教育者の意向を集約させる有効なルートとして帝国教育会——帝国連合教育会とは別にもう1つの組織構想を固めていた。当時教育界で広く読まれていた教育雑誌の編集者および日頃現場教師と接触の深い教育実践理論家を中心とする同人組織「教育擁護同盟」の結成（1921年3月2日）であった。沢柳は帝国教育会長としての公的立場を顧慮して発起人には加わらなかったが、同盟の構成メンバーはほとんど全国教育雑誌記者会（1919年5月結成、会長沢柳）と同一であり、事実上彼が同盟の代表格であったことは間違いない。帝国教育会からは沢柳会長の外、野口専務主事、三浦『帝国教育』編集主任も加わり同盟の多くの事務処理を代行したので、帝国教育会と同盟との間には単に事務所が同

教育擁護同盟会員（発足時）

-
- ◎○*野口 援太郎（帝国教育会専務主事）
 - *鯨坂 国芳（成城学園主事、『教育問題研究』）
 - *川村 理助（『教育』）
 - ◎○*三浦 藤作（『帝国教育』）
 - *志垣 寛（『小学校』）
 - ◎○*原田 実（『教育時論』）
 - *為藤 五郎（『教育週報』、『教育』）
 - *曾根 松太郎（『教育界』）
 - *下中 弥三郎（『啓明』）
 - *佐々木 吉三郎（『教育研究』）
 - 尼子 止（『教育学術界』）
 - 岸田 蒨夫（『小学校』）
 - 稲毛 詛風（『教育実験界』、『創造』）
 - 沢柳 政太郎（帝国教育会長）
 - 大島 正徳（東京帝大助教授、『内外教育評論』）
 - 相沢 澁（『国民新聞』）
 - ○ 多田 房之輔（『日本之小学教師』、『都市教育』）
 - 河野 清丸（『教育論叢』）
 - ○ 湯本 武比古（『教育時論』）
 - 本圖 晴之助（『日本学校衛生』）
 - 萩原 太平治
 - 加藤 正平
 - 佐久間 惣治郎
-

（注）*は、教育擁護同盟発起人

○は、全国教育雑誌記者会会員

●は、帝国教育会理事（◎は会長指名理事）

『帝国教育』465号、『教育時論』1288号、1292号の関連記事および「帝国教育会50年史」により作成。

じ建物にあるというに止らない密接な関係が保たれていた。

かくして、帝国教育会——帝国連合教育会と教育擁護同盟は全国教育者の声を反映させる二系統として整備され、沢柳を軸に両者が固く結びつけられていた。換言すれば、沢柳は公的・私的の二ルートを使い分け教育界の世論の誘導とその効率的な活用を図ろうとしていたといえる。

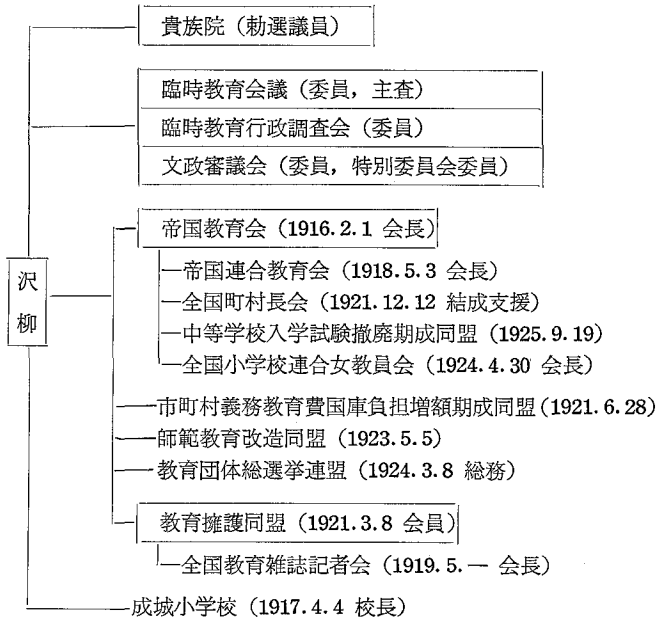
沢柳政太郎の主導の下に展開された帝国教育会——連合教育会および同盟による教育運動は概して二つの山場を形成していたと見ることができる。すなわち、第一に原敬内閣時における地方教育節減政策に対する抵抗と、教育費 国庫負担額の増額要求を中心とする動きであり、第二は第一次世界大戦後の情勢変化に見合って明治教育体制の手直しを求める動きが、折りしも時代逆行的教育政策の強行を図った岡田良平文相への反発となって顕現した時期がそれである。両期における帝国教育会——連合教育会と教育擁護同盟との活動にはそれぞれ特徴的なパターンがあり、それによって全体の有機性と運動の有効性が高められていた。教育擁護同盟が理論的に運動を方向づけ、広報と啓蒙によって教育界の世論形成とその誘導に機能したのに対し、帝国教育会——連合教育会は全国的な運動を組織しそれを背景に具体的な要求ないし提言を行い、政策への反映を期する役割を果たした。また、同盟の活動が先駆的で理念先行理想追求型であったのに対し、帝国教育会——連合教育会は反応がにぶくしかも現実的姿勢を保持する場合が少なくなかった。これらは主として各々の組織の性格に由来するもので、その調整を行いそれぞれの特色を生かしながら運動全体の盛り上げを図る上で沢柳の手腕が発揮されていた。

ところで、帝国教育会——帝国連合教育会と教育擁護同盟との関係は必ずしもしっくりしたものではなかった。時として共同歩調をさげがちの傾向さえ見られた。これは、主として帝国教育会内部の保守的体質を顧慮した沢柳による意識的な苦肉の策に出たものであった。会長就任以来の懸命の改善努力にもかかわらず、一般教育の加入の伸びが小さいこともあって帝国教育会の体質は旧態依然としたままで、とかく沢柳の会運営に牽制的な動きを示すことが少なくなかった⁹⁾。沢柳が教育擁護同盟との係りを少なくとも表面上さけて腹心の野口に委ね、また、一連の運動の中で政治性を帯び政府・文部省との対決色の強い部分については同盟に多く役割分担を求めたのも、内部の風当りを最小限に抑えようとした結果に外ならなかった。

身動きのとれない沢柳の手足となりその意を承けて帝国教育会と教育擁護同盟との橋わたしの役割を果たしたのが野口援太郎であった。帝国教育会、同盟をはじめ両者と母体とする各種連合組織、町村長会等関係団体のほとんどの会合が帝国教育会の建物を使用して行なわれ専務主事野口の手を煩わした。地方教育費節減方針反対運動の最中、沢柳が海外出張で長期にわたり留守をした折には帝国教育会、同盟の運営の大半を野口が代行した。会務の合間に

は『帝国教育』をはじめ雑誌に著名論文を発表し、沢柳とともに理論的にも運動をリードした⁹⁾。

沢柳政太郎の主要関係団体、機関とその役職（帝国教育会長在任期）



3. 地方教育費削減反対運動の推進

1918（大正7）年3月27日制定公布された市町村義務教育費国庫負担法（法18）により義務教育教員俸給の一部国庫負担が実現し、地方教育費の国に対する依存度が高まった。しかしながら同法に基づく国庫支出金額は総額1,000万円で、同法立案のきっかけとなった臨時教育会議答申の際目標とされた半額負担には遠くおよばず、第一次大戦後のインフレ傾向の進行に伴ってむしろ低下する一方であった。ちなみに1919年度において国庫負担額の尋常小学校教員俸給費に占める割合は13%であったが1920年度には9%、1922年には8%と推移した¹⁰⁾。したがって、教員の待遇と教育の質を保ち、かつ市町村の財政事情をこれ以上悪化させないためには少くとも当面国庫支出金の相当額増額が、将来においては半額国庫負担の達成が、関係方面から期待されたのも道理であった。

1919年末から1920年にかけて、帝国連合教育会がまず運動の口火をきり全国的に国庫負担増額要求の行動を展開した。一方、とくに財政基盤が薄弱で、ために教育費負担の重圧に苦しんでいた町村当局も国庫負担制度の拡充によって活路を見出そうと動き始め、やがて町村相互の連絡と要求貫徹の実効を高めるため全国町村長会を設立し1921年2月発会式を帝国教

育会講堂で挙行した。同会の結成は沢柳政太郎帝国教育会会長の熱心な支援によるものであったといわれ、これを裏書きするように以後、国庫負担増額要求運動をめぐり、帝国教育会——連合教育会と全国町村長会との親密な連携が保たれた¹¹⁾。

折りも折、政友会・原首相が国庫負担増額の必要を認めず逆に削減をほのめかず方針を公言し、世上に大きな波紋を惹起せしめた。1921年2月5日のことである。第44帝国議会衆議院本会議において原は近日中に市町村教育費の整理削減を行う方針を提示し、その施行方針を検討するため内閣直属の調査機関を設立すると表明した¹²⁾。原首相の方針を支援するかのように同月26日には与党政友会有志議員から「市町村教育費ノ整理ニ関スル建議案」が緊急提案された。同案の審議は、原首相および政友会の整理削減方針が具体的に如何なるものかを知る手がかりとして関係者注視の下で進められた。提案者井上角五郎は、①三町村二学校等の措置による学校の分合廃止、②二部教授等の採用促進による教員数削減、により「(地方教育費の)三割及至四割ノ費用ヲ減少スルコトハ容易」であると論断し、これによって国庫負担増額要求の根拠はなくなるのであって「(調査の結果)万^一尚ホ且ツ必要アル場合」(傍点引用者)に限り増額措置の可能性がわずかに残されているにすぎない、と言及した¹³⁾。

建議は多数をにぎる政友会により強引に採択されたが、審議の行方を見まもっていた関係団体は一斉に抗議行動に移った。その中心は、同問題をきっかけに急きょ結成が具体化した教育擁護同盟であった。「教育尊重」を旗じるしに同盟は原の教育費節減方針に真向から対峙し、一連の運動に理論上の方向づけを与えたとともに常に先導的立場を保持した。3月8日発表した結成宣言および決議文の中で同盟は、政府の方針の不当性について「由来、我が国の教育費は節約其の極に達し、辛うじて今日に至れり…教育者の待遇は尚ほ著しく菲薄にして学級児童数は徒に多く、教授の効果甚だ徹底せず、此時に当りて更に教育費の整理節約を唱ふることは倒施逆行も亦甚だし」と述べ、さらに財政窮迫の主因が軍事費の膨張にあるにもかかわらず、一方で莫大な額を無条件で容認しながら他方で徴々たる教育費を削減するが如きは許し難いとして「(従前の為政者も目前の事情に因われてとかく教育を閑却してきたが)殊に国民教育を蔑視すること現政府を以て最も太だしとす」¹⁴⁾と批判した。同盟の主張は大筋において日頃市町村当局の財政的締めつけによって窮乏を余儀なくされていた教員の心情をよく代弁していた。当局の執拗な妨害工作にもかかわらず全国から同盟あて賛助金として小口の募金が続々よせられ(1921年末日で4,600円余)¹⁵⁾、各地で同盟が主催した講演会に多数の教員の参加を見た¹⁶⁾ことは、同問題に対する関心の深さと緊迫感の大きさを物語っていた。そして、この全国的な盛り上がりが同盟の活動のエネルギーとして有効に作用していたことも事実であった。

7月23日、原は既定方針に従い首相の諮問機関として臨時教育行政調査会を設置し自らその会長におさまった(勅、338)。当時文相の諮問機関ではあったが、教育制度全般にわたる

有力な諮問機関として教育評議会（1921年7月9日設置、会長岡野敬次郎）が存在し機能していたが、原はそれを一顧だにしなかった。また教育擁護同盟から提出された2つの申し入れ——①委員の選任にあたって教育関係者を多数含めること、②審議は公開とすること——をいずれも考慮に値しないとして拒否した。これら一連の原の姿勢からは、明らかに臨時教育行政調査会に実質的な調査審議機能を期待せず、単に政府の方針を承認、正当づけるための存在としかたらえていなかったことが容易にうかがえる。のちに、政府案の性格をめぐる調査会で論争がおき、結局政府の主張通り諮問参考案ではなく答申原案であることに決せられ審議の方向づけが強引になされたのは、上記の事情を裏うちするものであった。

地方財政負担軽減の有効な方途としてまず教育費の削減に着目するあたり、まさに内務官僚出身の原敬らしい発想であったが、彼は地方教育費節減の効用を単にそれだけに止めてとらえてはいなかった。同時に、節減政策の推進そのものが思想対策でもあった。臨時教育行政調査会初の総会（7月29日）の冒頭、原はつぎのように述べた。「教育費（削減）の問題は、単に費用のみの問題にあらずして思想の問題にも影響せざるを得ない。…その節約に因りて質実穩健なる国民性を涵養せんと欲する。…教育費整理の目的を達すること得ば、国民性涵養の上において裨益する所少からざるべし」¹⁷⁾と。このことが結局強い抵抗を押し切つてまで同方針を貫こうとする原の信念の支えとなっていた。しかし、反面、上記の事情は、教育費削減それ自体に説得に足る十分な根拠をもちあわせていないことの証左でもあった。

臨時教育行政調査会第二回総会（9月14日）、第三回総会（9月28日）に地方教育費節減に関する政府案（幹事会案、幹事長馬場篁一大蔵次官）提案されその大要が初めて明らかになった（10月28日に追加提案）。同案によれば、学級の統廃合、二部教授・三学級二教員制の採用、補助教員・専科教員の整理によって約2万5,000人の教員数の削減とそれに伴うおよそ一千万円の人件費の節約を企図し、また建築費・設備費・消耗品費の節減によって相当額の経費減を見込んでいた。同案の事実上の起草者であった馬場大蔵次官は、調査会に提案直後（10月2日）談話を公表し、そのねらいについて①小学校諸施設を各市町村の財力に即応せしめ資力薄弱な町村では極力節約的方策を講じ、よって「画一是正」を期す②教員整理により補助教員・准教員の陶冶がなされ教員の質の向上および待遇の改善がもたらされる、したがって同措置によりかえって有能な教員の活動の機会が広まり教育効果低下の心配は無用である、と説明した。そして「従来教育を論ずる者、動もすれば理想的教育論のみ偏して理想と経済との調和を図るの点に着目せず、為に此の重要な問題の多く等閑に付せられたるは我国教育上甚だ遺憾とする」¹⁸⁾と結び、暗に教育費節減反対運動を非難した。

政府案が特別委員会（江木千之、赤司鷹一郎、三宅米吉、滝沢菊太郎ら13名）に付託され、その審議の様子が連日のように新聞や教育雑誌に報せられるにつれて教育擁護同盟、帝国教育会を中心とする反対行動は益々熱をおびて展開された。教育擁護同盟は、第一次案が提出

臨時教育行政調査会に提案された市町村教育費削減案

提案月日	議案番号	削減方法	削減見込額
9月14日 (第2回 総会)	1号	学級整理；少人数学級の統廃合により 9,342学級を整理し、教員9,342人削減。	349万2,693円 (教員俸給費)
	2号	二部教授，三学級二教員制の採用；資力薄弱町村の小学校の学級数26,351のうち，半数に二部教授を，残り半数に三学級二教員制を採用。それぞれの措置により教員6,588人，4,392人計10,980人の削減。	410万5,092円 (教員俸給費)
9月28日 (第3回 総会)	3号	補助教員の整理；学級付補助教員の全廃，校長付補助教員（小学校令施行規則35条）の削減により 4,503人を整理。	168万3,586人 (教員俸給費)
	4号	専科教員の整理；専科教員担当科目を本科正教員の兼任に切りかえ，専科教員（9,131人）のうち相当数を削減。	相当額 (教員俸給費)
	5号	校舎新改築費の節減；質実を旨とし画一を是正し市町村の資力に即応させる。	相当額 (施設費)
	6号	備品，消耗品費の節減；数学校連合して設備の共同利用を行い，数町村連合して消耗品の共同購入を行う。	相当額（備品， 消耗品費）
10月28日 (第4回 総会)	7号	学用品費の節減；質素節約を奨励し共同購入制を導入。	相当額（父兄負 担の学用品費）

(注) ○『帝国教育』542号，『教育時論』1,316号の関連記事により作成。

○1, 2号は1921. 2. 16第8回特別委員会で，3～7号は1922. 5. 24第9回特別委員会で，それぞれ仮決議され，1922. 6. 29第5回総会で一括可決答申された。

された直後に逸早く意見書「二部教授及び三学級二教員制の批判」¹⁹⁾，「取違へられた画一打破論」²⁰⁾を發し，また，馬場幹事長の声明直後には「馬場教育行政調査会幹事長の談話は矛盾と無理解との捏ね合せのみ」²¹⁾との意見書を関係方面に配布した。さらに，調査会において江木千之など政府案賛成論者によって度々とりあげられた山口県豊浦郡小月小学校の三学級二教員制について実態調査を行い詳細な報告書²²⁾を作成公表した。一方，帝国連合教育会は緊急臨時大会を招集して（11月1～2日）全国的な反対運動の盛り上りを促し，以後同様の集会が各教育会の主催で各地で行なわれた²³⁾。多くの教育雑誌も同問題を積極的に取り上げた。たとえば，『帝国教育』（11月号472号）は「教育費整理問題」を，『教育時論』（10月1313号）は「起て！ 無謀なる教育費節減案の通過を阻止すべく」を，『内外教育評論』（11月号）は「義務教育費整理問題反対号」（11月号）を，などそれぞれ特集して紙数のほとんどをさき，『小学校』は教育擁護同盟の作成した「教育の擁護」なるパンフレットを臨時増刊として刊行した。加えて，『東京朝日』（9.18, 9.27, 10.14付），『東京日々』（9.25～8, 10.8），『時事新報』（9.17, 10.11），『万朝報』（9.16），『国民新聞』（9.18）など各新聞も社

説、解説記事で一斉に政府案を批判的に取り上げた。

教育擁護同盟等による政府案に対する反対意見の論旨は、①二部教授、三学級二教員制の拡張による節約的方策は教育効果の低下をもたらすことが必至であり許容し難い、②財政事情に即応して上記方策を採用するとすれば必然的に資力薄弱な町村に限定され、ますますその教育水準の格差を拡大することになり、義務教育の越旨に反する、の2点に集約される。二部教授、三学級二教員制の導入奨励は江木千之のかねてからの持論であり、その所論は臨時教育行政調査会における審議の方向に大きな影響をもたらしていた。それだけに江木に対する世論の風あたりは日増に強まっていた。江木の所説によれば、優秀な教員による二部教授、三学級二教員制は、代用教員や准教員を交えた一学級一教員制にはるかに優る、加えて、この「経済的施設」の活用により窮乏する地方財政を救済しかつ画一性を是正する効果がもたらされる、というにあった²⁴⁾。これに対して教育擁護同盟に代表される批判意見は、統計上あるいは諸外国の制度との比較において、さらには三学級二教員制実践校に対する実態調査の結果をふまえて、一学級当り児童数の削減こそが、教員の負担を軽減しよってその意欲を高め児童の個性に応じたきめの細かい教育が期され結局教育効果の向上に直結する、と主張した²⁵⁾。両者の考え方の相違は、基本的に教育と地方経済（財政）に対する比重のおきかたに起因していた。つまり、江木が「市町村あつての教育である。市町村が自立の能力なければ（義務）教育は成立しない…教育の原則は尊重しなければならぬ、併し極端に突張っていると却て教育の実体とを破壊する」と、教育と地方経済（財政）との調和を重視、否、教育の経済への安易な従属を許容したのに対し、同盟は「国民の統一的教育」の水準維持を最優先すべきであり、それが「国家的生活の紐帯」を促進するものであるから、国庫負担金の増額によって障害（地方財政の窮乏）を国家が除去することは必然的な義務である、ととらえていたのである。

教育擁護同盟やジャーナリズムが臨時教育行政調査会の審議の推移を追って削減案に鋭い批判を加える一方では、帝国教育会を中心として国庫負担金の増額を求める運動が併行して進められていた。帝国教育会——帝国連合教育会と全国町村長会との共同運動組織として結成（6月28日）された市町村義務教育費国庫負担増額期成同盟は、9月13日帝国教育会で集会を開き、調査会長あての決議文²⁶⁾を採択した。その中で同盟は「今日教育の発展を阻礙しているのは全く教育費の分担を当を得て居ない点に原因して居る…世界の先進國中何れの国と雖も国家が義務教育費に対する殆ど全体の負担を町村に負わしめている様な国は決して無い、然るに此の解決を積極的に国庫負担金の増額に求めないで却て消極的に教育費の節約に遁れやうとするのは誠に慨嘆に堪へない」と政府を追求した。また、ほどなく町村長に市長を加えて全国市町村長会議が同じく帝国教育会を会場に開かれ、軍事費を削減し教育費と産業の振興に振り向けるべく国家財政の構造転換を強く求めた²⁷⁾。原が地方教育費削減方針を

強引に推進しようとした背景には、これによって教育費負担に悩む市町村当局の歎心を導き、結果的に国庫負担増額運動を分断せしめんとする意図が存したであろうことは想像に難くないが、上述のような帝国教育会と歩調を合せた、市町村長の動きは全くその予想と期待に反するものであった。

このような教育擁護同盟、帝国教育会を中心とする運動の展開は臨時教育行政調査会の審議に微妙な影響をもたらした。数少ない教育関係委員として審議に加わっていた滝沢菊太郎（青山師範学校長）、三宅米吉（東京高等師範学校長）、杉浦陶太郎（誠之小学校長）は、同盟等の動きを背景に削減方針に抵抗し審議に緊迫をもたらすとともに原案の一部修正へと追い込むきっかけをつくった²⁹⁾。また、政府案の熱心な支持者の一人としてその理論的裏づけに寄与していた江木千之が第4回総会（10月28日）に突如「市町村立小学校費に対する国庫支出金額増加に関する建議案」なるものを提案するに至る姿勢転換に大きく作用した²⁹⁾。削減一本槍では世人を納得させ得ないことを察知した行動であることは明白であった。これには政府も調査会の面々も驚き同調を渋ったが、結局「延引すれば世の疑惑を招く恐れあり」（島田俊雄）として採択せざるを得なかった³⁰⁾。

きびしい世論の批判のうずの中で、次第にペースの乱れを増幅しながらそれでも着々と政府案承認のための「儀式」を進めていた調査会に決定的な打撃をもたらしたのは、推進の中心人物たる原首相の急死（11月4日）であった。後任の高橋是清によって方針継承が明示されたものの熱意の乏しさは隠しようがなかった³¹⁾。たとえ答申に至っても教育界の反発の強さからみて制度化の見込はまずなかった。委員間に無気力の空気が流れ始めたのも無理からぬことであった。それにもかかわらず、しばらくの間審議活動が継続し得たのは関係者の意気地と調査会の性格に由来する情性のなせる業であった。

12月16日、調査会特別委員会は政府案の骨格をなす1、2号案件について一部字句修正の上可決した。時勢を無視したこの強引な仕打ちに関係団体は一斉に反発した。先ず帝国連合教育会が直ちに臨時総会を招集して教育を最優先する国策を要求して宣言を発表し、これに呼応して帝国教育会と教育擁護同盟は、「教育第一」（Edukabo Unue）の大キャンペーンを全国に展開、教育の危機を訴えた³²⁾。明けて1月9日には、同盟、帝国教育会、東京市教育会ら都下8団体による抗議集会が帝国教育会を会場に開かれ、仮決議の否決および3号案件以下の廃案を要求し、万一総会通過の場合にはあらゆる合法的手段を用いて阻止する旨の決意を表明した³³⁾。調査会の活動が、以後およそ半年の空白期間が生じ、ようやく5月24日に至って残り5案件（3～7号）が委員会を通過（一部修正）した事情には、上述の抗議運動のはげしさと広がりが大きく影響していたといえる。

1922年6月29日、臨時教育行政調査会は諮問からおとそ9か月ぶりで特別委員会の決議通りの答申を行った。しかし、高橋首相は、もはやそれを忠実に制度化する熱意を全くもちあ

わせていなかった。わずかに、文部省当局をして具体性を伴わない、教育費節約方を形通りに通達せしめる（12月28日訓令23）ことで一切の処理を終えた。

4. 岡田文政批判の展開

原敬の地方教育費削減計画が後継内閣により事実上撤回され、代って義務教育費国庫負担額が一挙に4,000万円に増額された（1923年3月28日、法20）こともあって教育擁護同盟、帝国教育会らによる一連の運動は急速に下火となった。大幅な増額とはいえもともと国庫支出金の地方教育費に占める割合が小さかった上、インフレ傾向の著しい情勢下にあるはこの措置も増額要求の目標とされた教員俸給の半額には遠くおよばなかった。しかし、悪夢のような削減旋風のショックから未ださめやらぬ教育界にとって少なくとも国庫負担額の増加は福音の感触以外の何ものでもなかった。関係団体は成果に満足し一齊に鉦をおさめた。

だが、間もなく文相岡田良平の登場をきっかけに再び政府、文部省と教育団体との間に軋轢のきざしが生じた。岡田の文相就任後半年ほど経過した1924年12月19日、教育擁護同盟は、同文相の施政方針に反発して抗議の声明を発表³⁴⁾、その辞職を迫った。同盟は当初、かつて素人文相によって引きおこされた教育界の混乱、荒廃傾向をさける意味から実力者文相の起用を歓迎する意向を明らかにしていたが、やがて岡田の所信が新聞等に報道され具体的な行政措置が進められるにつれて態度を硬化させ、代表を派遣して文相の真意を直接確かめた上、当該声明が出されるに至った。声明は、まず「（岡田）文相の教育政策を見るに……数十年の古き氏一個の教育意見を実行せしめんとし与論を無視して新時代の要求する教育を^(ママ) 屈伏する如き態度を示されたのは遺憾（である）」としてその保守的施政方針を非難し、「若し氏の意見が実行される際には我が教育の進歩に多大の障碍を与ふべき」と警告した。同盟により岡田文相の時代錯誤の教育政策として槍玉にあげられた事項の第一は学校における「軍事教育」振興方策であり、第二は教育団体の運動に対する規制方針、第三は学校劇に対する抑制方針、第四は「新教育」に対する抑圧方針、第五は義務教育年限延長、師範学校の拡充等学校制度改革に関する基本方針であった。声明書は各事項についてそれぞれ詳細な論評を加え、文相の施政方針の不当性を訴えた。

以下、各事項別に批判の対象となった岡田文相の言行、行政措置、それに対する教育擁護同盟、帝国教育会等教育団体の反応と抗議運動の展開、そしてその結末について考察を加えることにするが、その前提として当時岡田が堅持していた教育政策に対する基本姿勢を検証しておかなければならない。岡田の文相就任は寺内内閣時（1916. 10. 9～1918. 9. 29）について6年ぶり二度目であったが、第一期において臨時教育会議を設置し明治教育体制の忠実な継承と整備に異常な熱意をもって取り組んだ岡田は、そこで確立された方針に即して任期

中に取り残した施策の実現に第二期を活用することを期していた。忠良な臣民、軍人また産業人養成の手段としての「国民教育」の拡充と、ひずみの最も蓄積していた高等教育制度に最小限の手直しを加えることが岡田の教育経営上の基本方針であったが、それが、そのまま臨時教育会議の答申中に忠実に組み込まれていた³⁵⁾。うち、後者については後継の原内閣が積極政策の一環として行なった高等諸学校増設と結びついて制度化されていたが、前者については不十分であった。国家体制維持の要件として常に教育制度の精神的訓練機能を高く評価しその充実を志向する岡田にとってこの点全く不満であった。かって文部省高官として明治教育体制の構築に関与した者として教育が国家体制の維持に少なからざる貢献をしてきたとの自負があった。大正末年にかけて、国家諸機構に対する変革の動きは益々激しさを加え、普通選挙法の施行、陪審制度の採用、民法改正等、一部譲歩を余儀なくされたが、それだけに最後の砦としてまた近代制度のなしくずしの空洞化手段として教育制度掌握の必要性を岡田は最も強く認識していた³⁶⁾。彼の施政方針が概して保守主義に徹し、教育制度変革の新しい潮流に頑強に抵抗する姿勢が常に見受けられるのは、上述のような事情に依拠していた。その信条と堅実な行政手腕は枢密院や時の政府により高く評価されるところとなり重用されたが、同時にその自己の信念に固執した余りに硬直かつ偏狭な施政方針には、出身母体たる貴族院内部からさえも非難が加えられる側面が備わっていたことも事実であった³⁷⁾。

さて、教育擁護同盟の声明の第一に掲げられた学校における「軍事教育」振興方策についてであるが、岡田は文相に就任して以来陸相の宇垣一成と密接な連絡を保ち、ワシントン会議の決議に基く軍縮施行（一次、1922.8.11 二次、1925.4.1）の結果整理の対象となった現役将校を中等以上の諸学校に配属して体操科中の教練を担当させその教育効果の向上を期そうと目論み着々と準備を進めていた。当時、師範学校、高等師範学校を中心に同様の制度が慣行的に採り入れられていたが、その対象を飛躍的に拡大し、よって社会科学研究会の結成等に見られる学徒の「思想的汚染」を一掃するための精神教育の強化策としてのねらいがこめられていた。もともと学校教育に軍隊式教育法を積極的に導入し活用しようとする考え方は臨時教育会議以来の岡田の持論であり³⁸⁾、それが軍縮を契機に急遽具体化されたと思われるが、同時に兵力の減退を将校の学校の配転により潜在兵力を確保し事実上軍縮を形骸化しようとした陸軍省側の切迫した働きかけがあり、むしろそれが主導的に作用して事の帰趨を決したであろうことは容易に推察され得る³⁹⁾。

学校教練振興計画案が文政審議会に諮問4号として諮問された（12月10日）直後に声明が出されていることから、教育擁護同盟がとくに同案に多大の関心をよせ岡田文政批判の重要な対象と看做していたことがうかがえる。同盟は「軍教」反対の理由として、まず第一に軍人の学校組織への加入によってもたらされる教育現場の混乱を指摘し、「元来学校の教育法と軍隊の教育法とは根本において相違する…特に今日の学校の教育方針は生徒の自由活動を

尊重する事に傾いて居る、其処に全く異った教育方法を採らんとする一教官が入り来（れば）…その間…不調和の起るのは自然の結果である」とし、「我々は往年師範学校に於て既にその弊を経験している」と結んだ。また第二に、「軍事教育」の強行が日本の国際的信頼関係を失墮させる結果となりかねないことを憂慮し、「斯る時機（国際連盟下における平和外交の推進）に於て…特別方法を以てする軍事教育法を採用するのは列国をして更に好戦国として我国を眺めしむる理由を与へる事となる…之は国家永遠の幸福の爲め極めて不利なことである」と指摘した。さらに教練の履習と引き換えに在営年限短縮を行うこの計画案は、結果的に「有産階級の子弟に対する（兵役上の）特典を重ね…階級間の反目を甚しく（し）…国家の前途に対して益憂ふべき事態を惹起する」と言及した。同盟としては以上の理由から納得に足る同案施行の根拠を見出すことができないとし、「文相は軍縮による軍縮による陸軍将校を救はんが爲に自己の所管たる学校教育を犠牲に供して顧る所がない」と結論づけた。

ところで、声明よりおよそ1か月前の11月4日、教育擁護同盟は尾崎行雄、山樹儀重代議士、水野広徳大佐ら政治家、軍人を招いて軍事教育意見交換会を開き⁴⁰⁾、学校教練振興案について「学校教育の目的を破壊し…明らかに軍部の教育干渉である」との決議を行い世論の喚起を図った。同じころ、全国学生団体の連合体である「学連」を中心に軍事教育反対同盟が結成（11月12日）され、各地で同盟支部による集会、講演会が開かれた⁴¹⁾。しかし、同問題に関して帝国教育会——連合教育会は全く沈黙を守った。わずかに同案審議中の文政審議会総会において同会を代表して出席していた沢柳政太郎が、軍事目的偏重の発想に反発しまた実施に当って教育現場の混乱を憂慮する観点から消極意見をのべた⁴²⁾に止り、会としての公式の見解ないし行動は一切なされなかった。教育費節減反対運動の際の迅速な対応とは対照的であったが、これは、一つには初等教育以外の問題については会員の関心が低く、また軍教案の性格をめぐって評価がわかれ、結局会としての意思統一が困難であったことに由来していたといえよう。第二次軍縮施行日（1925年4月1日）を目前に学校教練振興計画案の立案が陸軍、文部両省間で急テンポで進められ、文政審議会ではわずか6日間の審議日数を費しただけで通過し、4月13日に至り関係法令が公布施行された。この間における一貫した軍事の能動的立場と押され気味に終始した文部当局の立場とは、明らかに同案の性格を象徴し将来の展開の方向を示唆していた⁴³⁾。

同盟の声明中の第二点としてあげられた教育団体の活動をめぐる問題に関しては、岡田文相が新聞談話等で帝国教育会、教育擁護同盟の最近の運動をきびしく批判したことに端を発していた。岡田の基本認識は古き昔のすでに効力を失ったはずの「藉口訓令」の域を出ていなかった。教育者は只ひたすら教育に専念すべきで政治に口出しすべき筋合ではなく、ましてや徒党を組んで要求をつきつたり運動を展開したりすることは政治家まがいであり教育者にあるまじき行為として眉をひそめた。岡田がとくにその典型として槍玉にあげたのは教

育団体総選挙連盟の活動であった。同連盟は1924年3月8日、帝国教育会、教育擁護同盟をはじめ都下17の教育団体で組織され、教育問題を政治的に解決するための中核としての機能を果たすべく用意されたものであった⁴⁴⁾。各団体からの代表者2名で構成され、代表者格の総務には沢柳政太郎帝国教育会会長、事務局長相当の庶務主任には野口援太郎同会専務主事が任ぜられた。同日の創立大会には多数の教育関係者が参集し、差し当り来るべき総選挙（1月31日解散、5月総選挙）において「教育第一を標榜して立候補する者には連盟の名を以て推薦状を発送…応援演説、文書による宣伝等をなしてこれを援助する」旨の決議を行った。沢柳は大会劈頭の挨拶の中で政治と教育との連携の意義を強調するとともに政党を超越して教育に理解ある候補者を議会に送りこむ必要性を訴え、さらに「我々が斯の如き運動を起す所以は決して我田引水のことではない、経済的にも外交上にも其他国政上にも一層教育的の根柢を必要と信ずるが故に外ならない」とのべて締めくくった。決議に基き同盟は早速各立候補者あて沢柳総務名で質問状を発送し、義務教育年限延長、師範教育改善、中等教育機関の増設、女子教育改善、視学制度改善、義務教育費国庫負担増額の各方策について回答を求めた。寄せられた回答は順次『帝国教育』（501号より）に掲載され、同盟の選挙支援および教育関係者の投票参考材料に供された。同盟によるアンケート調査は各立候補者に教育問題についての関心を高めさせ、結果的に衆議院における教育関係議員の輩出を促すきっかけをもたらし、かつ第50議会以後、師範学校制度改善方策、教育費国庫負担増額方策等をめぐる論戦を従来以上に活発なものとせしめたが、その影響の波及を目のあたりにして文相岡田が苦々しさを隠し切れなかったのも無理からぬことであった。同盟は、声明の中で前記沢柳演説の趣旨を繰り返すとともに次のようにのべて反駁した。「文相が教育者の教育的政治運動を非難するのは自らその手足を縛るものである。従来文政が振興しなかったのは我々教育者の政治運動が有効に行なわれなかった為である。文相は何故進んで我々の教育運動を利用して以てその意見を聞き、その力によってその施策を実行しないのか」と。

「新教育」学校劇に対する抑制をにおわす岡田文相の方針が提示されたのは、就任後初の地方長官会議（1924年8月7日）での訓示中においてであった。まず「新教育」に関して「近年種々ノ名称ノ下ニ教育上ノ新主義ヲ鼓吹スル者ヲ輩出シ学校教員ニシテ輕卒ニ之ニ共鳴シテ實際ニ之ヲ試ミル者少ナカラス其ノ甚タシキニ至リテハ往々法令上ノ規定ヲ無視スルカ如キ者アリ」とのべ、「輕信妄動徒ニ新ヲ術ヒ奇ヲ弄シテ彼ノ人ノ子ヲ賊フノミナラス其ノ法令ニ背反スル如キニ至テハ嚴ニ之ヲ誡メサルヘカラス」として「新教育」実践者に対する監督の万全方を指示した。また、学校劇に関しては「学校ニ於テ脂粉ヲ施シ仮装ヲ為シテ劇的動作ヲ演セシメ公衆ノ観覽ニ供スルカ如キ」現象は「質実剛健ノ民風作興」に反するとしてその盛行を強く批判し取締方針を打ち出した。

第一次世界大戦後、欧米文化・思潮との接触が活発化するにつれて学校組織、教授法にお

いても個性尊重の教育のための新しい試みがなされるようになり、沢柳の成城小学校（1917年）、野口援太郎らの児童の村小学校（1924年）など「新教育」の実験学校が開設され、また各地において実践理論の研究会の講習会が多くの教員の参加の下盛況裡に行なわれた。これは、単に新奇性に誘引された結果というよりは、旧態依然たる教授法、組織にあきたらない教育実践者の熱意と良識に基く必然的な動向に外ならなかった。学校劇も「新教育」実践の重要な部分を占めるものとして重視された。1924年5月帝国教育会主催の下に開かれた全国芸術教育大会においてその意義と効果が改めて強調され振興方針が確認された⁴⁵⁾。

このような動きに対しては、反体制思想の取締の強化と相俟って、教育体制の秩序を紊乱するものとして早くから地方行政当局により散発的ではあったが規制が加えられていた。たとえば、1922年1月、茨城県当局（守屋知事）が「新教育」の理論家手衛岸衛（千葉師範付属小学校）の思想を危険視し、同氏を講師とする研究会の開催を中止に至らしめた⁴⁶⁾。しかし、中央レベルで明確に取締方針が示されたのは岡田文相によるが初めてであった。文相の言質に勢いを得て地方における同様の規制措置が頻発化するであろうことは容易に予測された。はたして長野県では地方長官会議を終えて帰郷した梅谷知事が「川井訓導事件」をきっかけに「新教育」弾圧方針へと転じた⁴⁷⁾。「新教育」の特色ある実践を試み数々の実績をあげていた師範学校付属小学校、高等師範学校付属小学校に対する文部省の圧力も日増に加わり、視学委員、督学官を派遣して実態を査察させとるべき措置を指示した。この結果、著名な実践者が次々と配転、退職を余儀なくされた。一方、学校劇抑制措置については、後日（9月3日）改めて次官通牒を發し文相発言の確認とその徹底を期した。

地方当局、文部省の規制措置に対して広範な抗議行動を展開したのは教育擁護同盟であった。帝国教育会も側面から支援する態勢をとり、機関誌『帝国教育』を通じて事件の経緯と同盟の活動をその都度詳細に報じた。同盟は「新教育」弾圧の事例が生ずると「行政官が教育者の理論方法に関する研究に対して干渉圧迫を試るは甚しき不法な処置で捨て置く可らざること」⁴⁸⁾として会員を実態調査のため派遣し報告書を公表して不当性を世に訴える方途を繰り返していた。それだけに岡田文相の取締強化方針は教育の進歩を目指して日々実践と取り組む真摯な教育者に対する重大な挑戦として受止めた。文相に対する抗議声明の中で同盟は「我国の前途が大多数の精神的老衰教育者によって阻害されつつあり…斯る気風は当局者が数十年前の制度慣習に固執し、是を改善せんとする者を直に法規を無視する者として圧迫したり排斥したり終にその職を奮いその生活を威嚇するが如き態度にあるので益々この傾向を助長している」と指摘して、教育の進歩を阻害しているのは、むしろ文相、文部当局の硬直性・非融通性にある、とその姿勢を強く批判した。

同盟の声明の第五点に掲げられた義務教育年限延長、師範学校制度等制度改革の問題についても岡田文相と教育団体との間には基本的な見解の相違があった。すなわち、岡田が臨時

教育会議答申の範囲をこえる改革の必要性を全く認めようとしなかったのに対し、教育団体側は時代の推移に即応して制度改革を弾力的に行おうとの考えであった⁴⁹⁾。師範学校制度の改革については、帝国教育会、教育擁護同盟、師範学校長協会など10団体が師範教育改造同盟を結成(1923年5月5日)し、師範学校の専門学校化促進のための運動を展開し⁵⁰⁾、義務教育年限延長に関しては、帝国教育会——連合教育会が中心となって早期実現のためのキャンペーンを推進していた⁵¹⁾。しかしながら、義務教育年限延長に関して臨時教育会議の答申通り時期早尚説をとっていた岡田は、前任の江木千之が周到な準備を進め実現の一步手前まで来ていた年限延長案(文政審議会諮問1号)を文相就任直後廃棄し、それに代えて当該経費の流用により師範学校第一部の拡充を目論んだ。この措置が時流に逆い制度の退歩を意味するものであるとして前記教育諸団体は一斉に反発を強めた。

関係諸団体の動きを背景にそれを代弁する形で鋭く岡田文相に肉迫したのは沢柳政太郎であった。教育制度改革関係の重要案件が施行に先立って付議される諮問機関として当時文政審議会が置かれていたが、沢柳は帝国教育会長のポストに割りふられた委員として審議に参加していた。枢密顧問官、貴・衆両院議員、各省庁高官、軍部・財界首脳などの中において沢柳は唯一人の教育実践者を包括する組織を代表する存在であった⁵²⁾。

臨時教育行政調査会委員の際は、外国出張のため全く出席できず、不本意にも原の教育費削減政策に対して公式な場で意思表示をする機会を逸したまま任期を終えていた沢柳は、文政審議会においてはほとんど皆出席で審議に加わり岡田文相と対峙した。その基本姿勢および所説は沢柳個人の年来の信念ないし持論に基くものではあったが、常に帝国教育会、教育擁護同盟等関係団体の存在を意識し、それらとの密接な連携を誇示強調することによって発言の効果を高めるべく配慮していた。文政審議会では、前記「軍事教育」振興案(諮詢4号)に対する批判、義務教育年限延長案(諮詢1号)に対する抗議および義務教育年限延長に関する建議案の提案、師範学校第一部拡充(諮詢3号)に対する非難などに沢柳の活躍が目立った。とくに師範学校制度改革をめぐる沢柳と岡田の対決は波紋を広げ議會をまきこみ政治問題にまで発展した。

岡田の提案に成る師範学校改革案のねらいは、第一部の修業年限を1年延長しその拡充により初等教員養成における第一部本体制を確立することにあった。これは岡田が信奉する古典的師範教育観に基くもので、師範学校の専門学校化を構想しそのステップとして第二部の拡充を要求する師範教育改造同盟の主張とは真向から対立した。同案が審議に付されるや沢柳は改造同盟の意向を代弁する形で①高等小学校との連絡では良質の入学者を得られない、②年少時からの専門教育は不合理であり教職不適応者を多出する原因となっている、③諸外国の趨勢が初等教員養成は高等教育機関で行う傾向にある、などの理由をあげて反対の論陣を展開し、「私ニハ何故ニ斯ノ如キ案ガ案出セラレタノデアルカ了解スルコトガ出来ナイ、

改善ニ非ズ改悪デアル、(むしろ)現制ノ方が遙ニ良イ」⁵³⁾とさえ述べて、唯一人最後まで反対の姿勢を貫ぬいた⁵⁴⁾。一般に諮問機関における答申は、種々の調整、妥協工作があったにしても最終的には全会一致に落ちつくのが普通であり、このような結末に全く異例のことであった。沢柳をして強硬な態度をとらしめた背景には、改造同盟の下に教育関係者の意向が集約されそれが大きな支えとなっていた事情があったことは否めない。

沢柳は、師範学校第一部拡張関係予算が貴族院に付議されるのを待って再び同問題を取り上げた。鎌田栄吉も沢柳に同調し、師範学校改善関係予算として計上されていた400万円のうち、第一部拡張費を全額削減しその大部分を第二部の充実費に振りむけるとの修正動議(97万円減額)を提案した。総額15億2,000万円余の予算総額中、修正はわずか97万円であったし、このような修正が政局にもたらす影響、貴族院の職権乱用として貴族院改革の口実を与えないか等の思惑や岡田文相支持グループのまきかえしもあって鎌田提案に対する反応は消極的方向に傾斜しかけた。この形勢を逆転させるきっかけとなったのは沢柳の大演説であった。演壇に立った沢柳は、まず教育立法勅令主義下における議会の立場の重要性から説きおこし、師範学校一、二部制の発達およびその結果としての第二部拡充の必然性について詳細にふれ、予算削減修正による諸懸念の非現実性に論及して長時間におよぶ演説の結びとした⁵⁵⁾。沢柳の所論が多くの議員に感銘を与えたかのように、その後強硬な反対論は影をひそめ多数(167, 97)で動議は可決された。この底流には、確かに親政友会的色彩の強い貴族院の最大派閥研究会が憲政会系の岡田文相に少なからず反発をいいていた事情による政治力学的要素が多分にあり、一概に沢柳の教育観に同調したものとは認めがたいが、教育界の大勢の意向を代弁する立場から自信に満ちて語りかける沢柳の姿勢が議会の形勢に変化をもたらしたことは確かであった。

後に岡田が予算執行にあたって他費用を流用して既定方針通り第一部の拡充を強行したため院議無視として問題となったことに象徴されるように、岡田は在任中こんど施政方針のよりどころを自己の信念に求め、教育諸団体の要求はもとより外部の声には耳を傾けようとしなかった。反面、結果的に沢柳政太郎および教育擁護同盟、帝国教育会等教育関係団体の状況把握と将来見通しは概して岡田のそれよりもはるかにすぐれ、制度の帰趨を適格に示唆していた。たとえば、思想対策と混同した性急な「新教育」の弾圧と教育団体への干渉は明らかに教育界の沈滞と無気力とを惹起したし、学校教練振興計画における軍部の主導的立場と教育制度への浸透は、間もなく青年学校案の立案形成過程において暴露され杞憂が現実のものとなった。さらに師範学校の専門学校化、義務教育年限延長もやがて実現を前提として政府の主導で具体的な取り組みがなされるに至った。

- 1) 山下徳治「沢柳政太郎博士」(『教育』第1巻8号 p.78)
- 2) 原田実「沢柳政太郎論」(『教育時論』1300号 p.11)
- 3) 沢柳政太郎「団結なき教育社会」(『帝国教育』498号 p.2~4)
教育団体総選挙連盟結成大会における沢柳総務の挨拶(『帝国教育』500号 p.98)
沢柳政太郎「教育会館の建設に就て全国二十万の教育者諸君に訴ふ」(『教育問題研究』39号 p.3~4)
- 4) 帝国教育会編「帝国教育五十年史」p.153, p.170~1
- 5) 「教育団体総選挙連盟大会」(『帝国教育』500号 p.98~9)
- 6) 「帝国教育五十年史」p.155
- 7) 沢柳政太郎「教員組合と教育会」(『帝国教育』458号 p. 2~6)
- 8) たとえば、同盟の活動が活発化した1925年帝国教育会と同盟との関係に批判が高まり、ついに同年12月26日沢柳は同盟と帝国教育会との関係は単に同会内に事務所を設置しているにすぎないとのみ明のたための声明を発表している。(『帝国教育』509号)
- 9) 下記の署名論文の論調、発表のタイミングおよび野口のおかれた立場からみて教育擁護同盟や帝国教育会が折々発表した声明書、宣言の作成において果たした役割の大きさをうかがい知ることができる。
「大袈裟な教育費の節減は出来得べきものでない」(『帝国教育』465号)
「教育行政調査会に対する希望」(『教育時論』1308号)
「江木千之の教育意見は矢張り時代錯誤である」(『帝国教育』472号)
「教育第一」(『帝国教育』473号)
上のうち、教育費削減反対関係の署名論文の論旨は、沢柳が外遊に先だち関係方面に配布した「市町村教育費国庫負担増額に関する意見」(『帝国教育』470号)とほとんど符号し、両者間には同問題についての意思疎通が十分になされていたことが容易に理解される。
- 10) 拙稿「国家体制の再編強化と教育政策」(『日本近代教育百年史』第1巻 p.369)
- 11) 相沢熙「教育百年史談」p.371
帝国教育会編「帝国教育五十年史」p.200~1
- 12) 「大日本帝国議会誌」第12巻 p.1338
- 13) 「大日本帝国議会誌」第12巻
- 14) 『帝国教育』465号 p.2~3
- 15) 『帝国教育』542号 p.48
- 16) 『教育時論』1295号
- 17) 以下臨時教育行政調査会の審議状況に関する記述はとくに断らない限り次の資料、文献に依拠する。
「臨時教育行政調査会議事速記録」(国立公文書館所蔵文書)
高倉翔「義務教育費削減政策の史的考察—そのⅡ」(『東京教育大学紀要』8号)
三浦藤作「教育費問題の回顧その1~その7」(『帝国教育』542~8号)
『教育時論』1311~7号, 1311号, 1337号
- 18) 『東京朝日新聞』'21.10.2付。
- 19) 『帝国教育』542号 p.71
- 20) 『帝国教育』472号 p.20
- 21) 『帝国教育』472号 p.6~7
- 22) 『帝国教育』472号 p.32
- 23) 『帝国教育』547号 p.81
帝都教育会調査「教育費節減問題と全国市郡教育会の意向」(『教育時論』1314号)
- 24) 江木千之「穿き違へたる教育の機会均等」(『帝国教育』472号 p.22)
- 25) 教育擁護同盟「二部教授、三学級二教員制の批判」(『帝国教育』472号 p.16~7)
教育擁護同盟「取違へられた画一打破論」(同 p.20~1)
教育擁護同盟「三学級二教員制山口県小月小学校を見る」(同 p.32)
- 26) 市町村義務教員費国庫負担期成同盟「臨時教育行政調査会長への意見書」(『教育時論』1313号 p.20~1)
- 27) 『帝国教育』547号 p.91
- 28) 『教育時論』1321号 p.33 1337号 p.35~6
『帝国教育』548号 p.113

もつとも滝沢にくらべ三宅、杉浦は態度に一貫性を欠き原案に迎合傾向が見られるとして関係団体から非難される側面があった。

- 29) 『教育時論』1314号 p.40～1
- 30) 『帝国教育』548号 p.102
可決に先だち字句の一部を修正し表現を軟化せしめた。
- 31) 『帝国教育』547号 p.94～7
- 32) 『帝国教育』473号
『教育時論』1320号
- 33) 『教育時論』1324号 p.30～1
- 34) 教育擁護同盟「岡田文相の政策に対する意見書」（『帝国教育』507号 p.87～97）
- 35) 拙著「文政審議会の研究」p.13～4
- 36) 下村壽一「岡田良平」p.198～215
- 37) 拙著「文政審議会の研究」p.178～80
- 38) 海後宗臣編「臨時教育会議の研究」
- 39) 拙著「文政審議会の研究」p.319～22
- 40) 「東京朝日新聞」
野口援太郎「軍事教育に関する意見交換会に就て」（『教育時論』1419号）
- 41) 菊川忠雄「学生社会運動史」p.334
- 42) 「文政審議会議事速記録」第10集
- 43) 拙著「文政審議会の研究」p.251～71
- 44) 「教育団体総選挙連盟大会」（『帝国教育』500号 p.98～108）
「帝国教育五十年史」p.212～3
- 45) 「全国芸術教育大会概況」（『帝国教育』503号 p.77～81）
- 46) 「茨木県教育史」上巻 p.838～40
- 47) 『信濃教育』456号 p.8～11, p.24～32
- 48) 教育擁護同盟「守屋茨城県知事の教育に対する態度を難ず」（『帝国教育』477号 p.104～6）
- 49) 沢柳政太郎の「臨時教育会議は戦前に於る永い懸案を解決する為に設けられたものであり、その答申は戦後の変局に即応した教育制度確立の上で意味をもたない」（「昇格問題」『帝国教育』464号 p.8）とする見解は関係団体の意向を代弁するものであった。
- 50) 「師範教育改造同盟大会概況」（『帝国教育』493号 p.93～）
- 51) 『帝国教育』451号（義務教育年限延長特集号）
「帝国教育会五十年史」p.204～5
- 52) もつとも文部官僚出身者というカテゴリーからいえば、江木千之、鎌田栄吉、木場貞長、高田早苗ら貴族院教育関係議員グループ中に包括される。
- 53) 「文政審議会議事速記録」第9集
- 54) 江木千之滝沢菊太郎と当初沢柳に同調したが途中で妥協し脱落した。
- 55) 「第50帝国議会貴族院議事速記録」28号 p.749～57

THE STUDY OF EDUCATIONAL POLICY IN TAISHO
AND EARLY SHOWA ERA (PART 2)

—ESPECIALLY ON THE REAL ASPECT OF
TEIKOKU-KYOIKU-KAI AND KYOIKU-
YOGO-DOMEI AS PRESSURE GROUPS—

AKIRA ABE

This paper tries to inspect minutely the structure and function of Teikoku-Kyoiku-Kai (The Imperial Educator's Association; I.E.A.) in 1913-37 and Kyoiku-Yogo-Domei (The Alliance for Defending Education; A.D.E.) and to clarify the role of them in the formation and development of educational policy in Taisho and early Showa era.

Two bodies for the educational movement was in close connection with Masataro Sawayanagi who was a well-known educator and educational administrator. He was the master of I.E.A. in the preceding period and an influential person of A.D.E..

Under Sawayanagi's leadership two bodies concentrated the claims of educationalists in the whole country and tried to let them reflect in the educational policy.

At first the reduction of local educational expensive, which was planned by prime minister Kei Hara, was obstructed by the counteraction of two bodies.

Moreover they kept up rivalry with education minister Ryohei Okada who oppressed progressive educators, promoted the military-training in schools and was neglectful of reforming the old educational system.